

## 広島県告示第九百七十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十三年十月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 起業者の名称

世羅中央病院企業団

### 二 事業の種類

公立世羅中央病院増改築工事（広島県世羅郡世羅町大字本郷字今東地内）

### 三 起業地

#### 1 収用の部分

広島県世羅郡世羅町大字本郷字今東地内

#### 2 使用の部分

なし

### 四 事業の認定をした理由

#### 1 法第二十条第一号の要件への適合性について

世羅中央病院企業団（以下「本企业団」という。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項の規定により設立された地方公共団体の組合であり、世羅町及び三原市をもつて組織し、公立世羅中央病院（以下「本病院」という。）及び公立くい病院の設置、管理及び運営に関する事務を共同処理している。

今回、事業の認定の申請のあった公立世羅中央病院増改築工事（広島県世羅郡世羅町大字本郷字今東地内）（以下「本件事業」という。）は、世羅中央病院企業団病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年世羅中央病院企業団条例第六号）に基づく病院事業の用に供する施設に関する事業であることから、法第三条第二十四号に該当するものであり、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

#### 2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本企业団は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項の規定による病院開設許可事項の変更許可及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第八条第一項の規定による特定施設の構造の変更許可を広島県知事から得ている。また、本企业団は、一般財源及び起債により財源措置を講じていることから、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められ、本件事業は法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

#### 3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(一) 本件事業は、本企业団が、世羅郡世羅町大字本郷字今東地内において本病院建物の増改築及び外来駐車場を整備するものである。

近年の医療を取り巻く環境は、急速に進む少子高齢化、疾病構造の変化、医療技術

の進歩、経済の低成長、国民生活や意識の変化など大きく変容しており、多くの公立病院において経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況となっている。

このような中、平成十九年に総務省から「公立病院改革ガイドライン」が示され、病院事業を設置している地方公共団体等に対し、「公立病院改革プラン」を策定し病院事業経営の改革に総合的に取り組むことを求めており、本企業団においては「公立世羅中央病院経営改革プラン（中期経営計画）」（以下「世羅中央病院改革プラン」という。）を平成二十一年一月に策定し、公立病院として果たすべき役割を掲げている。また、三原市においては「三原市立くい市民病院中期経営計画」（以下「くい市民病院改革プラン」という。）を平成二十一年五月に策定している。

平成二十二年三月二十六日には、世羅中央病院改革プラン及びくい市民病院改革プランに基づき、世羅町及び三原市北部地域において住民が安心して医療を受けられる体制を確保することを目的とした「世羅中央病院企業団と三原市立くい市民病院の再編（経営統合）に関する協定」（以下「協定」という。）が、世羅町長、三原市長及び本企業団企業長の三者で締結されている。

この協定において、三原市立くい市民病院は本企業団へ経営統合し、名称を公立くい病院に改めるとともに、公立くい病院が備える四十五病床を本病院へ集約することで、本病院の二次救急医療体制をより充実させ、地域中核病院として整備することとしている。

また、公立くい病院は病床移動後に廃止し、新たに無床の診療所を設置して初期診療を担い、本病院をはじめ各医療機関との連携を強化することで、地域に必要な医療体制を構築していくこととしている。

しかしながら、本病院の現建物内では、病床移動する四十五床分の移動先の確保ができない状況であり、協定の目的とする医療体制の確保に支障を来している。また、外来駐車場については、自家用車による来院者の割合が高いことから、慢性的に不足している状態である。

このような課題に対処するため、本病院建物の増築及び既存建物の改築並びに外来駐車場を整備する本件事業を計画したものである。

本件事業が完成すれば、病床移動する四十五床分を救急患者の受入病床とすることで救急医療体制が整備され、循環器疾患・脳卒中患者等の救急患者の受入、治療を迅速に行うことが可能となることから、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）に基づき広島県知事から認定を受けている救急病院としての機能をより発揮できる。また、改築により新たな診療室を設けることで、皮膚科、泌尿器科、神経内科の診療日の増加が図られることから地域住民への保健医療サービスが向上することとなる。さらに、外来駐車場を整備することで、慢性的な駐車場不足が解消されることとなり、来院者の利便性が向上することとなる。

以上のことから、本件事業は、医療体制の確保及び保健医療サービスの向上に寄与

するとともに、尾三圏域全体の二次救急医療体制の強化に寄与するものであり、得られる公共の利益は大きいものと認められる。

他方、本件事業の起業地内の土地には、文化財保護法（昭和二十五年法律二百十四号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

- (二) また、本件事業の位置の選定については、既存敷地東側案（以下「申請案」という。）のほか、既存敷地北側案及び既存敷地西側案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、利用者の利便性に優れ、事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

- (三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。
- 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

- (一) 3(一)で述べたように、本件事業の実施は二次救急医療体制の強化に寄与するものであり、できるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また広島県では、救急医療の確保、地域の医師確保などの課題解決のため、平成二十二年一月に広島県医療再生計画を策定しており、この中で本病院と三原市立くい市民病院の再編統合支援や救急医療体制機能強化を掲げ、本病院の救急患者受入率を向上させることを目標としている。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- (二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。
- (三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。
- (四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

## 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県世羅郡世羅町役場健康保険課